

岩手県告示第693号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により、特定行為の業務を行う事業所を次のとおり登録した。

平成26年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は氏名	事業者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録に係る施設又は事業	登録年月日
社会福祉法人岩手徳栄会	岩手県釜石市鶴住居町第2地割22番地1	三峯の杜	岩手県釜石市鶴住居町第2地割22番地1	地域密着型介護老人福祉施設	平成26年10月1日